【登録内容に変更があった場合の手続】

登録内容に変更があった場合の諸手続に必要な書類は次表のとおりです（様式については利用規約をご参照ください。）

表　諸手続例

項目	必要書類
カードを亡失したとき	・アイコック ETC カード紛失届（別記様式３）
紛失による再発行を受けている場合で紛失カードを発見したとき	・アイコック ETC カード返却・解約届（別記様式７）
新たな車両の取得等によりカードの追加発行が必要なとき（車両の入替えを除く）	・アイコック ETC カード追加発行申込書（別記様式５） ・自動車検査証（写し）
カードの破損・亡失により、再発行が必要なとき	・アイコック ETC カード再発行申込書（別記様式６）
カードを利用しなくなったとき	・アイコック ETC カード返却・解約届（別記様式７） ・アイコック ETC カード
住所・氏名の変更	・届出事項変更届（別記様式４） ・登記簿謄本（法人・事業協同組合の場合のみ）
車両の入替え	・届出事項変更届（別記様式４） ・自動車検査証（写し）
車載器の変更	・届出事項変更届（別記様式４）